

株式会社富士建設 環境経営レポート

2024年度

(対象期間 2024年2月～2025年1月)



2025年 2月20日制定

1. 会社概要

- 1) 名称及び代表者名
株式会社富士建設 代表取締役社長 文字 正和
- 2) 全組織の所在地
本 社 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2444番地の1
大井木材リサイクルセンター 神奈川県足柄上郡大井町柳 601-1
大井木材ストックヤード 神奈川県足柄上郡大井町柳294番地1、216番地
全組織を認証・登録範囲とする。
- 3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
責任者 代表取締役 文字 正和 TEL 0465-81-0070
担当者 環境事業部 浅田 敏敬 TEL 0465-82-8229
- 4) 全事業活動内容
一般土木工事、道路舗装工事、上下水道工事、伐採工事、産業廃棄物収集運搬業及び中間処分量、
一般廃棄物収集運搬業、環境リサイクル事業、土砂処分事業、農地造成(調査設計中)
- 5) 事業の規模

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
売上高(億円)	3.18	2.9	4.1	5.86
主要工事件数(件)	10	10	10	14
従業員数(人)	10	14	17	17
床面積(㎡)	1500	1500	1500	1500

- 6) 事業年度 2月～1月
- 7) 情報公表項目
 - (1) 法人設立年月日 昭和57年8月11日
 - (2) 資本金 2,000万円
 - (3) 許可の内容

① 廃棄物処理関係の許可

許可地区	許可区分	許可番号
	廃棄物の種類	許可年月日
		許可の有効年月日
神奈川県	産業廃棄物収集運搬業	01414048182
	ア. 収集運搬(積替・保管を除く) 汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、 (石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	令和4年7月12日
	イ. 収集運搬(積替・保管を含む) 木くず	令和9年6月7日
神奈川県	産業廃棄物処分業	01424048182
	木くず	令和3年9月29日
		令和8年7月24日
大井町	一般廃棄物収集運搬・処分業	大井町指令0607号
	一般廃棄物(木くず)	令和6年8月1日
		令和8年7月31日

- ② 建設業の許可 神奈川県知事 許可(特-27)第39222号 及び(般-27)第39222号

8) 施設の状況

① 収集運搬業: 運搬車両の種類と台数、積替保管面積と保管上限量

A. 運搬車両

10t ユニーク車	1台
11t アームロール車	2台
5t アームロール車	1台
4t アームロール車	2台
3t アームロール車	1台
2t ダンプ車	1台

B. 積替保管面積 188.5m²

C. 保管上限量 212.0m³

② 処分業: 処理施設の種類の、処理する産業廃棄物の種類の、処理能力(規模)、処理方法

A. 処理施設の種類の	破砕機
B. 処理する産業廃棄物の種類の	木くず
C. 処理能力(規模)	30.3t/日
D. 処理方法	破砕

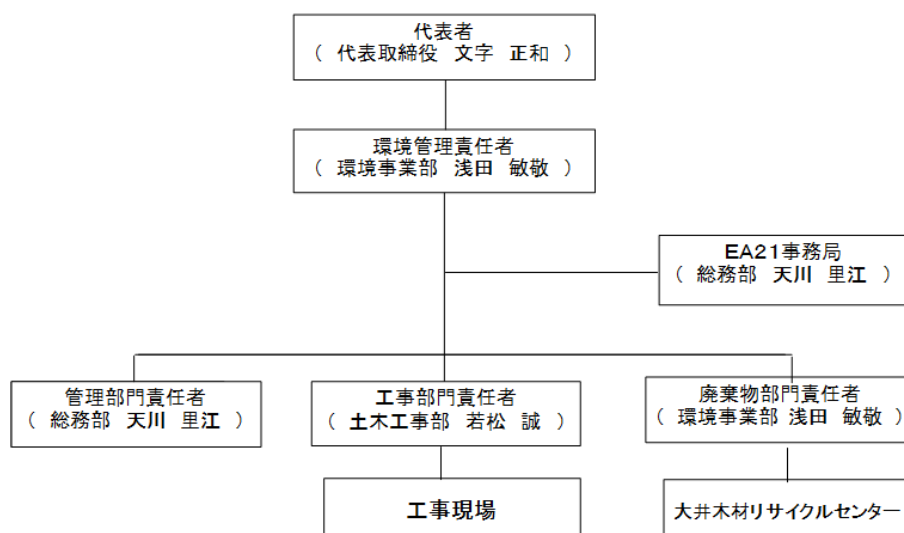
(5) 処理実績: 環境への負荷の自己チェック、別表②受託した産業廃棄物の処理量

事業年度	種類	中間処分量(t)	収集運搬量(t)
2024年度	木くず	約 3536	約 395

9) 中間処分大井木材リサイクルセンター処分工程図



2. 組織図



役割	責任及び権限
代表者	1. 取り組みの対象組織・活動の明確化（要求事項1） 2. 環境経営方針の作成、全従業員に周知（要求事項2） 3. 実施体制の構築（要求事項6） 4. 代表者による全体の評価と見直し（要求事項13） 5. 環境経営レポートの承認 6. その他
環境管理責任者 (EA21事務局)	1. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価（要求事項3、事務局担当） 2. 環境関連法規の取りまとめ（要求事項4、事務局担当） 3. 環境経営目標及び環境経営計画の策定（要求事項5） 4. 環境コミュニケーションの実施（要求事項8） 5. 取組状況の確認及び問題の是正及び予防（要求事項12） 6. 環境関連文書及び記録の作成・管理（要求事項11、事務局担当） 7. 環境経営レポートの作成・公表（事務局担当）、確認（環責） 8. その他
部門責任者 大井木材リサイクルセンター責任者 工事現場監督者	1. 教育・訓練の実施（要求事項7） 2. 実施及び運用（要求事項9） 3. 環境上の緊急事態への準備及び対応（要求事項10） 4. その他
全従業員	1. 環境経営方針の理解及び環境問題の現状と環境への取組の重要性の自覚 2. 自らの役割及び実施しなければならない取組・責任の認識

3 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

1. 基本理念

株式会社 富士建設は「盤石」「均衡」を社是とし、土木工事業として創業した会社として、土と木を専門的に取り合う会社として、他社にはない、独自の機械土工、機械伐採を行い、先進的で効率的な作業環境を創造します。

環境の改善が企業の社会的責任であると深く認識し、廃棄物処理の事業活動を通じて、環境経営システムの継続的改善を図り、廃棄物を再生資源として利用できるよう、循環型社会の形成に貢献する活動を推進します。

2. 活動指針

1) 以下の項目に環境経営目標を設定し、取り組みます。

- ①処理設備・照明の適正管理により電力、重機・車両のエコドライブにより燃料の使用量削減に伴う二酸化炭素排出量の削減
- ②収集運搬、中間処分、最終処分の適正処理による、再資源化を促進、事業所及び作業場での一般廃棄物の削減
- ③日常的な節水による水使用量の削減
- ④事業活動での使用物品・事務用品のグリーン購入
- ⑤排出事業者に対して分別の理解と協力の要請と情報の提供
- ⑥エコドライブ実践による収集運搬車両の燃費向上(収集運搬業)
- ⑦構内で使用する重機等の燃料使用量の削減(処分業)
- ⑧建設廃材のリサイクル率の向上に努めます(建設業)
- ⑨災害廃棄物(木くず)の処理に努めます

2) 環境に関して適用を受ける法的要求事項等を遵守します。

3) 全ての従業員の環境に関する意識を高め、全員で環境改善に取り組みます。

4) この環境経営方針を当社で働く全ての従業員に周知します。

令和3年6月11日
株式会社 富士建設
代表取締役 文字 正和

4 環境経営目標及びその実績

環境経営システム 要求事項12 取組状況の確認

2024年度環境目標及び環境目標の実績								承認	作成
								文字	文字
No	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	基準値	CO2 換算係数	活動期間 2024年度			2025 年度	2026 年度
			(2023年度年間実績)		目 標	実績	評価	目 標	目 標
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	電力使用量	0.434	基準値に対し 2 %削減	140,241 kWh	○	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
			147,416 kWh		145,942 kWh			144,468 kWh	142,994 kWh
		運搬車両・重機等で使用する燃料消費量の削減	ガソリン消費量<L>	2.322	基準値に対し 2 %削減	7,631 L	×	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
			6,649		6,583 L			6,516 L	6,450 L
			軽油消費量<L>	2.624	79,909 L	64,603	○	79,101 L	78,294 L／年以下
		計(kg-CO ₂)	291,216 kg-CO ₂		288,303 kg-CO ₂	248,102 kg-CO2	○	285,391 kg-CO2	282,479 kg-CO ₂
2	廃棄物排出量の削減(一般廃棄物)	廃棄物排出量	283 kg		基準値に対し 2 %削減	276 kg	○	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
			280.17 kg		280.17 kg			277.34 kg	274.51 kg
3	廃棄物排出量の削減(産業廃棄物)	廃棄物排出量	769.7 t		基準値に対し 2 %削減	202.5 t	○	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
			762.0 t		762.0 t			746.6 t	738.9 t
4	水使用量の削減 <水道使用量: m ³ >	水道使用量	126.0 m ³		基準値に対し 2 %削減	59.2 m ³	○	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
			124.7 m ³		124.7 m ³			122.2 m ³	121.0 m ³
5	グリーン購入の推進 <エコ事務用品購入額／ 事務用品総購入額>	事務用品のエコ商品購入を行う			エコ商品を意識した購入を行う	購入した	○	エコ商品を意識した購入を行う	エコ商品を意識した購入を行う
6	排出事業者に対して分別の理解と協力の要請と情報の提供	1件/月 夾竹桃分離資料			1件/月	1件/月	○	1件/月	1件/月
7	建設廃材のリサイクルの向上に努めます。(建設業)	適切な処分を徹底			適切な処分を徹底	適切な処分を徹底	○	適切な処分を徹底	適切な処分を徹底
8	災害廃棄物(木くず)の処理	搬入なし			災害廃棄物(木くず)の処理量把握	搬入なし	○	災害廃棄物(木くず)の処理量把握	災害廃棄物(木くず)の処理量把握

※①No.1～3の環境目標項目は、削減量が目標値以上で達成「○」、目標値未満で未達「×」と評価・達成度欄に記入する。
②No.4～6の環境目標項目は、取組があれば達成「○」、取組がなければ未達「×」と評価・達成度欄に記入する。
③電力使用量の二酸化炭素排出係数は、国が公表した2020年度電気事業者別排出係数の東京電力エナジーパートナー(株)の調整後排出係数0.434kg-CO2を用いた。
④PRTR法対象の化学物質は使用していません。
⑤建設廃材のリサイクル向上につとめます。

5 環境経営計画

No	環境目標項目		基準値(2023年間実績)	目標値	CO ₂ 換算	具体的活動内容	推進責任者	担当者	実績評価項目		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	対象期間計
1	二酸化炭素排出量の削減	1)電力使用量の削減	電力消費量 147,416 <kWh>	基準値の 2 %削減 144,468 <kWh>	0.434	①不使用照明の消灯 ②OA機器をセーブモード設定 ③空調の適温化(冷房28、暖房20度) ④適正な電動工具使用	社長	環責	電力 kWh	活動予定	①〜④表示	①〜④開始											
										進捗評価													
										目標値	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	144,468
										実績値	12,741	9,878	9,427	11,824	11,791	13,178	11,442	9,262	15,720	15,095	10,645	9,238	140,241
										達成評価	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○
		2)運搬車両・重機等で使用する燃料消費量の削減	自動車燃料消費量 ガソリン <L> 6,649 軽油 <L> 80,716	基準値の 2 %削減 ガソリン <L> 6,516 軽油 <L> 79,102	2.322 2.624	①エコドライブの励行 ②タイヤの空気圧を定期的に確認し適正値に保つ ③定期的車両整備を実施 ④不要な荷物を積載しない ⑤収集運搬車両の燃費向上 ⑥重機稼働状況の計測	社長	部門長	自動車 燃料	活動予定	①〜⑥準備、ルール化	①④⑤⑥実施 ②実施 ③実施											
										進捗評価													
										ガソリン	目標値	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	543.0	6,516
										実績値	650.9	781.58	742.76	695.4	731.35	832.99	659.76	723.73	726.29	479.38	255.88	445.77	7,726
										軽油	目標値	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	6,592	79,102
2	廃棄物排出量の削減(一般廃棄物)									実績値	279	106	3,420	7,787	209	12,655	5,962	8,058	10,040	169	157	208	49,050
										達成評価	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○
		計(kg-CO2)	CO2排出量 291,216 <kg-CO ₂ >	CO2排出量 285,392 <kg-CO ₂ >	〔二酸化炭素排出量の数値目標/実績〕					CO2 排出量 kg	目標値	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	23,783	285,392
										実績値	7,773	6,380	14,790	27,179	7,364	40,860	22,142	26,844	34,854	8,108	5,626	5,590	207,511
										達成評価	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○
										活動予定	①〜④準備	①〜④開始											
										進捗評価													
										目標値	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	277.3
										実績値	22	22	22	21	23	24	24	21	26	26	23	22	276
										達成評価	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○
2	廃棄物排出量の削減(産業廃棄物)									廃棄物 排出量 kg	活動予定	①〜④準備	①〜④開始										
										進捗評価													
										目標値	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	277.3
										実績値	22	22	22	21	23	24	24	21	26	26	23	22	276
										達成評価	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○
										活動予定	①〜④準備	①〜④開始											
										進捗評価													
										目標値	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	754.3
										実績値	0.00	0.00	1.60	3.00	0.00	0.00	11.26	0.00	0.80	0.00	46.23	36.75	99.64
										達成評価	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
3	水使用量の削減									水 使用量 m	活動予定	①、③表示・準備 ②節水駒の導入	①〜③開始										
										進捗評価													
										目標値	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	123.5
										実績値	6.25	6.25	4.5	4.5	4.37	4.37	4.5	4.5	5.5	5.5	4.5	4.5	59.2
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										活動予定	①												
										進捗評価													
										目標値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										実績値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	グリーン購入の推進 <エコ製品購入額／総購入額>									グリーン 購入	活動予定	②											
										進捗評価													
										目標値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										実績値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										活動予定	①②実施												
										進捗評価													
										目標値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										実績値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	排出事業者に対して分別の理解と協力の要請と情報の提供									情報提供	活動予定												
										進捗評価													
										目標値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										実績値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										活動予定	①②実施												
										進捗評価													
										目標値	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
										実績値	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	建設廃材のリサイクルの向上に努めます。(建設業)									分別徹底、 リサイクル の実施	活動予定	①②実施											
										進捗評価													
										目標値	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
										実績値	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										活動予定	①②実施												
										進捗評価													
										目標値													
										実績値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	建設廃材のリサイクルの向上に努めます。(建設業)									災害廃棄物 (木くず)の 処理量把握	活動予定												
										進捗評価													
										目標値	災害廃棄物(木くず)の処理量把握												
										実績値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										活動予定	①〜④表示	①〜④開始											
										進捗評価													
										目標値	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	12,039	144,468
										実績値	12,741	9,878	9,427	11,824	11,791	13,178	11,442	9,262	15,720	15,095	10,645	9,238	140,241
										達成評価	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○

6.環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

No.	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	具体的取組内容	取組		
				実施した取組内容、結果	評価	次年度計画
1	二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	①不使用証明の消灯 ②OA機器をセーフモード設定 ③空調の適温化（冷房28度暖房20度） ④適正な電動工具使用	①廊下、通路、会議室等で消灯を徹底して実施 ②本社主要のパソコンでセーフモード設定実施 ③機構に合わせて温度設定を変更した ④現場ごとに適正な仕様を実施 したが消費電力は増加した。	○	①継続実施 ②継続実施 ③空調温度の適温化徹底 ④空調以外の設備機器についても実施
		運搬車両・重機等で使用する 燃料消費量の削減	①エコドライブの励行 ②タイヤの空気圧を定期的に確認し適正値に保つ ③定期的な車両整備を実施 ④不要な荷物を積載しない ⑤収集運搬車両の燃費向上 ⑥重機稼働状況の計測	運搬車両については①～④を原則実施した。 ⑤については燃費計測を実施し、燃費の向上に努めている ⑥一部重機についてはメーカー指定の計測機器を利用して実施	○	重機類のエコ運転に務める。 収集運搬車両の燃費向上や、重機稼働状況の計測は継続して実施
2	廃棄物排出量の削減	一般廃棄物	①廃棄物料の測定（排出毎） ②分別徹底、再使用・再利用の推進 ③IT化を進め紙使用量の削減	①適切に実施した。 ②分別は徹底でき、再使用・再利用も比較的良好に出来た ③電子マネーへの移行促進は実施したが、IT化については達成したとは言い難い。	○	①継続実施②継続実施③については取引先との連携が必須になる為、電子マネーへの移行促進を提案していく。
		産業廃棄物	①廃棄物料の測定（排出毎） ②分別徹底、再使用・再利用の推進 ③現場加工の縮小	廃棄物の削減に成功した。計上される排出物はほぼ公共工事由来の削減不可能な産業廃棄物でありそれらは100%リサイクルである。	○	継続実施
3	水使用量の削減		①節水表示 ②節水こまの導入 ③手洗いや洗い物、洗車時の節水（流し放しにしない）	昨年度の大手ゼネコンからの大規模収集運搬の現場と比較して現場の土の状況が著しく良く、また本年度は現場に泥落とし機があったこともあり、洗車の頻度が大幅に減少した為節水へと繋がった。	○	継続実施
4	グリーン購入の促進		①購入可能環境配慮商品の調査 ②購入環境配慮商品のリストアップ ③リストアップした対象商品を購入 ④再生材から作られた製品優先購入	グリーン購入対象商品をリストアップし、積極的に購入した。	○	継続実施
5	排出事業者に対しての分別の理解と協力の要請・情報の提供		①排出事業者に対して分別協力の要請に関する資料を配布 ②収集運搬者にも分別した形で収集運搬を実施するように協力要請をする。	配布できる資料を作成し、排出事業者に対して分別の理解と協力要請した。	○	継続実施
6	建設廃材のリサイクル工場に努めます。（建設業）		①分別徹底、再使用・再利用の推進 ②現場間で建設廃材に関する情報共有を行い、現場間でのリサイクルを実施する。	①～②について現場ごとに実施。	○	継続実施
7	建設廃材のリサイクル工場に努めます。（災害廃棄物）		①災害廃棄物（木くず）の搬入があった場合その数量を記録する。	災害廃棄物の受け入れはなかった。	○	継続実施

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	法9 令2	特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が以下の基準以上のもの（対象建設工事）の受注者又は自ら施工する者は、分別解体等をする。こと。 ①建築物の解体工事：床面積の合計が80㎡ ②建築物の新築又は増築の工事：床面積の合計が500㎡ ③新築又は増築、解体の工事に該当しないもの（修繕等）：その請負代金の額が一億円 ④建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等：その請負代金の額が五百万円	当社が受注した、建築物及び道路工事・電気・ガス・水道工事等の解体、新築、増築、修繕・模様替え工事	対象建設工事を受注した場合は、分別解体をする。	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法10	対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、以下の事項を都道府県知事に届出ること。 ①解体工事である場合：解体する建築物等の構造 ②新築工事等である場合：使用する特定建設資材の種類 ③工事着手の時期及び工程の概要 ④分別解体等の計画 ⑤解体工事である場合：解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み ⑥その他施行規則で定める事項		対象建設工事を受注した場合は、発注者に工事に着手する日の7日前までに、①～⑥の要求事項の都道府県知事への届出を確認する。	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法12	①対象建設工事の元請業者は、当該発注しようとする者に対し、上記届けで内容事項を記載した書面を交付して説明すること。 ②対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、対象建設工事について上記届けで内容事項を告げること。		対象建設工事を受注した場合は、発注者に上記①～⑥の要求事項を記載した書面を交付して説明する。	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法16 令4 規3、4	対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をすること。 ただし、木材で廃棄物となったものについて再資源化をするための施設が50km以内に存しない場所で工事を施工する場合、その他車両が通行する道路が整備されていない場合であって、当該指定建設資材廃棄物の縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化に要する費用の額より低い場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。		対象建設工事を受注した場合は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をする。	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法18	対象建設工事の元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存すること。		特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存する	文字	2025/2/10	○																																																																														
騒音・振動	法5、 法6～8、令別表1 法14	①指定地域内での特定工場等の規制基準の遵守 ②指定地域内で特定施設を設置（変更）30日前までに市町村長に届出 ③指定地域内で特定建設工事を行う者は7日前までに市町村長に届出	コンプレッサー（7.5kW以上） 特定建設工事	①規制基準が遵守できる騒音防止対策 ②7.5kW以上の空気圧縮機の届出 ③指定地域内で特定建設工事を行う場合は7日前までに市町村長に届出	文字	2025/2/10	○																																																																														
	環境庁告示16号。（平成12年）	騒音規制基準（すべての特定建設作業） 単位：dB <table><tr><td></td><td>規制基準</td><td>作業できない時間</td><td>1日あたりの作業時間</td><td>同一作業場所での作業期間</td><td>日曜、休日における作業</td></tr><tr><td>第1号区域</td><td rowspan="2">85</td><td>19:00～7:00</td><td>10時間</td><td rowspan="2">連続6日間</td><td rowspan="2">禁止</td></tr><tr><td>第2号区域</td><td>22:00～6:00</td><td>14時間</td></tr></table> 第1号区域：上記第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、並びに特別養護老人ホーム、の敷地周辺80m以内の区域 第2号区域：第1号区域以外の区域		規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業	第1号区域	85	19:00～7:00	10時間	連続6日間	禁止	第2号区域	22:00～6:00	14時間	神奈川環境に依頼して計測し、基準値を下回っている事を確認する。	文字	2025/2/10	○																																																																
	規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業																																																																																
第1号区域	85	19:00～7:00	10時間	連続6日間	禁止																																																																																
第2号区域		22:00～6:00	14時間																																																																																		
振動規制法	法5 法6～8、令別表1 法14	①指定地域内での特定工場等の規制基準の遵守 ②指定地域内で特定施設を設置（変更）30日前までに市町村長に届出 ③指定地域内で特定建設工事を行う者は7日前までに市町村長に届出	コンプレッサー（7.5kW以上） 特定建設工事	①規制基準が遵守できる振動防止対策 ②7.5kW以上の空気圧縮機の届出 ③指定地域内で特定建設工事を行う場合は7日前までに市町村長に届出	文字	2025/2/10	○																																																																														
	環境庁告示16号。（平成12年）	振動規制基準（すべての特定建設作業） 単位：dB <table><tr><td></td><td>規制基準</td><td>作業できない時間</td><td>1日あたりの作業時間</td><td>同一作業場所での作業期間</td><td>日曜、休日における作業</td></tr><tr><td>第1号区域</td><td rowspan="2">75</td><td>19:00～7:00</td><td>10時間</td><td rowspan="2">連続6日間</td><td rowspan="2">禁止</td></tr><tr><td>第2号区域</td><td>22:00～6:00</td><td>14時間</td></tr></table> 第1号区域：上記第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、並びに特別養護老人ホーム、の敷地周辺80m以内の区域 第2号区域：第1号区域以外の区域		規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業	第1号区域	75	19:00～7:00	10時間	連続6日間	禁止	第2号区域	22:00～6:00	14時間	神奈川環境に依頼に計測、基準値を下回っている事を確認する。	文字	2025/2/10	○																																																																
	規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業																																																																																
第1号区域	75	19:00～7:00	10時間	連続6日間	禁止																																																																																
第2号区域		22:00～6:00	14時間																																																																																		
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	条32	①規制基準の遵守 ・騒音・振動規制は、神奈川県生活環境保全条例適用 〔施行規則別表第11〕騒音 <table><tr><td></td><td>午前6時から午前8時まで</td><td>午前8時から午後6時まで</td><td>午後6時から午後11時まで</td><td>午後11時から午前6時まで</td></tr><tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td rowspan="2">45デシベル</td><td rowspan="2">50デシベル</td><td rowspan="2">45デシベル</td><td rowspan="2">40デシベル</td></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">50デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td><td rowspan="2">50デシベル</td><td rowspan="2">45デシベル</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種住居地域</td><td rowspan="2">60デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">60デシベル</td><td rowspan="2">50デシベル</td></tr><tr><td>第二種住居地域</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">70デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td></tr><tr><td>近隣商業地域</td></tr><tr><td>商業地域</td><td rowspan="2">75デシベル</td><td rowspan="2">75デシベル</td><td rowspan="2">75デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td></tr><tr><td>準工業地域</td></tr><tr><td>工業地域</td><td rowspan="2">50デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td><td rowspan="2">50デシベル</td><td rowspan="2">45デシベル</td></tr><tr><td>工業専用地域</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td></tr><tr><td>その他の地域</td></tr></table> 〔施行規則別表第12〕振動 <table><tr><td></td><td>午前8時から午後7時まで</td><td>午後7時から午前8時まで</td></tr><tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td rowspan="2">60デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種住居地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td></tr><tr><td>第二種住居地域</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">60デシベル</td></tr><tr><td>近隣商業地域</td></tr><tr><td>商業地域</td><td rowspan="2">70デシベル</td><td rowspan="2">60デシベル</td></tr><tr><td>準工業地域</td></tr><tr><td>工業地域</td><td rowspan="2">70デシベル</td><td rowspan="2">65デシベル</td></tr><tr><td>工業専用地域</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td rowspan="2">65デシベル</td><td rowspan="2">55デシベル</td></tr><tr><td>その他の地域</td></tr></table>		午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで	第一種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル	第二種住居地域	準住居地域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル	近隣商業地域	商業地域	75デシベル	75デシベル	75デシベル	65デシベル	準工業地域	工業地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	工業専用地域	その他の地域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	65デシベル	その他の地域		午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで	第一種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	65デシベル	55デシベル	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	65デシベル	55デシベル	第二種住居地域	準住居地域	65デシベル	60デシベル	近隣商業地域	商業地域	70デシベル	60デシベル	準工業地域	工業地域	70デシベル	65デシベル	工業専用地域	その他の地域	65デシベル	55デシベル	その他の地域	コンプレッサー使用（7.5kW以上） コンプレッサー使用（7.5kW以上）	規制基準遵守 規制基準遵守	文字	2025/2/10	○
		午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで																																																																																
第一種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル																																																																																	
第二種低層住居専用地域																																																																																					
第一種中高層住居専用地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル																																																																																	
第二種中高層住居専用地域																																																																																					
第一種住居地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル																																																																																	
第二種住居地域																																																																																					
準住居地域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル																																																																																	
近隣商業地域																																																																																					
商業地域	75デシベル	75デシベル	75デシベル	65デシベル																																																																																	
準工業地域																																																																																					
工業地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル																																																																																	
工業専用地域																																																																																					
その他の地域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	65デシベル																																																																																	
その他の地域																																																																																					
	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで																																																																																			
第一種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル																																																																																			
第二種低層住居専用地域																																																																																					
第一種中高層住居専用地域	65デシベル	55デシベル																																																																																			
第二種中高層住居専用地域																																																																																					
第一種住居地域	65デシベル	55デシベル																																																																																			
第二種住居地域																																																																																					
準住居地域	65デシベル	60デシベル																																																																																			
近隣商業地域																																																																																					
商業地域	70デシベル	60デシベル																																																																																			
準工業地域																																																																																					
工業地域	70デシベル	65デシベル																																																																																			
工業専用地域																																																																																					
その他の地域	65デシベル	55デシベル																																																																																			
その他の地域																																																																																					
条3、条7、条8、条10 条6	②別表第一に掲げる物品の製造、加工、または作業を行う工場の設置・変更認可、完成届、認定 ③表示板の掲出 等	整備工場	②工場設置・変更の認可、完成届、認定 ③表示板の掲出																																																																																		
水質汚濁 浄化槽法	法5 法7 法10 法11	①設置、構造若しくは規模の変更の都道府県知事への届出 ②設置、構造若しくは規模の変更後、定められた期間内に水質検査を受ける ③毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数、施行規則第6条）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。委託することできる。 ④毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	大井木材リサイクルセンターの浄化槽	①リサイクルセンターの浄化槽変更の場合は、神奈川県知事に届出②変更した場合は水質検査を受ける ③④浄化槽の保守点検及び清掃を資格のある業者に委託して保守点検4回／年、清掃1回／年実施、年1回水質検査を指定機関に依頼する。保守点検又は清掃の記録を委託業者から入手して、3年間保管する。	文字	2025/2/10	○																																																																														
大気汚染	法6 法12	①対策地域 首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 ②対象自動車 ・対策地域内に使用の本拠がある車両 ・対象車種（ナンバープレート分類番号） 普通トラック（1.10～19、100～199） 小型トラック（4、40～49、400～499） その他大型バス、マイクロバス（11人以上） ディーゼル乗用車 ③「自動車NOx・PM法適合車」の認定	トラック、ディーゼル乗用車	排ガス基準適合車の使用 対象自動車5台 認定 5台	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法16	①第一種特定製品（フロン使用業務用冷凍空調機器）の管理	フロン類使用業務様空調機、コンプレッサー、給湯器	①機器の設置環境・使用環境の維持保全と点検 ・簡易点検（全ての機器1回以上/3ヵ月）←自分で点検 ・定期点検（十分な知見有る者に依頼） 圧縮機の定格出力が7.5kW以上は年に1回以上（但し7.5kW～50kW未満は3年に1回以上） ・漏洩・故障修理後にフロン類充填（漏えい箇所の修理が完了しない状況でのフロン類の再充填は禁止） ・点検・修理、充填・回収の記録を廃棄後3年間保存 ②年度の漏洩量が1,000CO2・t以上は毎年7/末までに所管する大臣に報告する ③第一種フロン類回収業者にフロン類を引渡 ④回収依頼書又は委託確認書交付・写保管（3年） ⑤引取証明書保存（3年）	文字	2025/2/10	○																																																																														
	法19	②フロン漏洩時の処置（年度の漏洩量が1,000CO2・t以上は翌年7/末報告要）		引取証明書若しくは引取証明書の写しに関して、回収依頼書又は委託確認書交付した日から30日以内に交付又は送付を受けないとき、規定する事項が記載されていない若しくは虚偽の記載のあるときは、その旨を都道府県知事に報告。																																																																																	
	法41 法43 法45条3項	③廃棄等の際、第一種フロン類回収業者にフロン類を引渡 ④廃棄等の際回収依頼書又は委託確認書交付・写保管（3年） ⑤フロン回収業者が交付する引取証明書保存（3年）																																																																																			
	法45条4項	引取証明書若しくは引取証明書の写しに関して、回収依頼書又は委託確認書交付した日から30日以内に交付又は送付を受けないとき、規定する事項が記載されていない若しくは虚偽の記載のあるときは、その旨を都道府県知事に報告。																																																																																			
法74条6項	⑥回収・運搬・破壊に要する料金の支払い	⑥料金を支払う																																																																																			

2. 責務(努力義務)のある法規関係

資源循環 (リサイクル)	循環型社会形成推進基本法	法7 法11	〔資源の循環的利用及び処分の基本原則〕 ①再使用 ②再生利用 ③熱回収 ④最終処分 〔事業者の責務〕 ①原材料等が廃棄物になることの抑制 ②製品、容器等耐久性向上による廃棄物抑制 ③製造者が製品を引き取り循環利用 ④循環資源の事業活動での循環利用 ⑤再生品の利用に努める。	廃棄物の抑制、リサイクル・中古品の使用	①非鉄金属資源の再資源化推進	文字	2025/2/10	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律 (リサイクル法)	法1	〔資源有効利用の基本〕 ①廃棄物の発生抑制(Reduce) ②部品等の再利用(Reuse) ③原材料としての再利用(Recycle)	3Rの推進	①3R原則の教育と実践	文字	2025/2/10	○
	容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	法4	①「容器包装リサイクル法」に基づく処分 ・容器の再利用 ・分別収集再資源化	缶 ビン ペットボトル	①ビン、カン、ペットボトルのリサイクル	文字	2025/2/10	○
省エネ	エネルギーの使用の合理化に関する法律	法4	エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意し、エネルギー使用の合理化に努めなければならない。	電力使用の削減	①製造業務での省エネ推進 ②間接業務での省エネ推進	文字	2025/2/10	○
グリーン購入	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	法5	事業者及び国民は、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。	物品購入	①環境にやさしい原材料の利用 ②エコ商品選択購入	文字	2025/2/10	○

環境経営システム 要求事項13 代表者による全体の評価と見直し
【様式5】

代表者による全体の評価と見直し 結果報告書				代表者承認	環境管理責任者
				文字	文字
見直し実施日	2025年2月20日（ ☒ 定期見直し ☐ 臨時見直し）				
見直し対象期間	2024年2月1日～2025年1月31日				
出席者	代表者、環境管理責任者				
前回の指示への取組結果	指摘事項1：代表者による経営における課題とチャンスの明確化 土木施工管理技士不足について。社員に土木施工管理技士2級を取得させた。また富士教育訓練センターに2か月間出向させ社員教育を行い7月に土木施工管理技士1級を2名が受験予定。 指摘事項2：環境関連法規等取りまとめ ①特定家庭用機器再商品化法及び使用済み自動車の再資源化等に規制されている対象品を確認。対象は無しであった。②神奈川県生活環境の保全に関する条例で事業所の所在地は大井町ホームページから「その他の区域」に該当していることを確認した。				
見直しに必要な情報	①環境関連法規の遵守状況(環境関連法規等の遵守記録による) ②環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施及び運用結果(環境活動計画書による) ③適用範囲、実施体制 ④問題点の是正処置及び予防処置の結果(是正処置／予防処置報告書による) ⑤外部からの環境に関する苦情や要望(外部コミュニケーション記録による) ⑥その他(法規制の動向や取引先からの「グリーン調達」の情報等)				
代表者による評価 経営的観点	【環境経営システムが有効に機能しているか】(①、②、③、④、⑤等を踏まえて評価) 社員一人一人が各自の役割を理解して取組を行い、目標達成に向けて活動した。法規制の順守状況には問題なく、昨年度に引き続き是正の必要な問題や外部からの苦情も発生していない。環境経営システムは現在のところ有効に機能している。				
	【環境への取組が適切に実施されているか】(②等を踏まえて評価)				
	目標項目	目標達成状況	活動計画実施状況	目標・活動計画実施状況の評価(達成の場合：目標設定方法や取組方法の問題点、次年度の方角性 未達の場合：原因の明確化、次年度の目標や対応策)	
	CO2排出量の削減	○	○	収集運搬業による運搬は大幅減少したものの、建設業での土砂運搬は大幅増加した為軽油由来のCo2の変動が少ない点については疑問はない。エコドライブを継続して行っていく。総括で詳細を記載するがハンマーミルの効率的な運用を引き続き行っていく事でCo2排出量の削減を目指す。	
	廃棄物排出量の削減	※	※	数値としては減少しているが内容物は公共工事によるAs殻Co殻木くず等であり、現場に作業内容に依存する。	
	水使用量の削減	○	○	昨年は収集運搬業務で根を中心とした土汚れの発生しやすい現場であったが、本年度の現場は泥落とし機があった為、自社での節水に繋がった。	
	環境配慮型製品・サービスへの取組み	○	○	グリーン購入の導入に踏み切り、継続的に購入を図ることができている。	
	排出事業者に対して分別の理解と協力の要請と情報の提供	○	○	大井木材リサイクルセンターでの排出事業者に対する分別収集のお知らせ等の作成と配布が徹底し、協力要請と情報提供が十分できた。	
	建設廃材のリサイクルの向上	○	○	現場間での建設廃材のリサイクル向上が十分徹底して実施された。	
代表者による見直し 変更の必要性の有無・変更に必要な具体的指示事項	【環境方針】 変更の必要性： ☐ 有 ☒ 無 現在の方針を維持する。				
	【環境目標及び環境活動計画】 変更の必要性： ☐ 有 ☒ 無 現在の方針を維持する。				
	【実施体制】 変更の必要性： ☒ 有 ☐ 無 現在の体制を維持するが年明けから年度末は繁忙期に当たる為、可能であれば環境経営計画制定の起算月をずらしたい。				
	【環境経営システム等】 変更の必要性： ☐ 有 ☒ 無 今期はシステムの見直しは行わないが、目標未達が連続するようであれば、その必要においてシステムの変更を考慮する				
	【総括】 前年度の課題を改善するべく取り組めた。廃棄物の削減や節水等は工事の内容や現場の環境に左右されるものの取り組めたと言える。処分量が昨年度4221tから3536tに減少したのにもかかわらず電力消費量はほぼ横ばいであった。収取運搬量が大幅減少したにもかかわらず軽油量が減少していない点についてはそのまま建設業での土砂運搬等々に置き換わったので疑問はない。				
	注)①定期的(少なくとも毎年1回)に実施すること。登録審査の場合は、臨時に行うこと。 ②事業年度が終了したら、速やかに終了事業年度(登録審査の場合は登録の運用期間)の見直しをすること。 ③事業内容の変更や重大な事故・不適合が生じた場合等の時は、臨時の見直しをすること。				

